



わくわくたより

第109号

新緑が目にも鮮やかな季節になりました。若葉が太陽の光にキラキラ反射して生命力を感じます。いい季節ですね。

5月といえば、大型連休。皆さんどう過ごされましたか。私はという娘の希望で、国立科学博物館で恐竜の骨を見てきました。「えっ？ 恐竜好きだったっけ？」と娘にきいたところ、TVのCMを見て面白そうだからとのこと。連休だし、混むからな〜と、あまり乗り気ではなかったのですが、行ってみることにしました。お目当ての恐竜(今回は特別展示)は入場まで1時間。やっとの思いでたどり着いた先には、ティラサウルスとスピリサウルス(全長約15mと12m)が鎮座していました。ほぼ完全な状態での発見ということ。実物を見ると、やはり迫力が違いましたね。娘もびっくりした様子で見入っていました。それにしても、こんな大きな動物が絶滅するなんて。改めて、自然・宇宙の偉大さを感じるとともに、人間も生かされてるんだなと感じました。



国立科学博物館、初めて行きました。今回の特別展以外に地球に関するもの、日本地形の成り立ちに関するもの、生物に関するもの等様々な常設展示が多くあり、1日過ごせるボリュームでした。私達も結局、午前11時頃入場して、博物館を出たのは、午後4時半頃。普段は話題に出ることも少ない、地球や科学のことを娘と話しながら、有意義に過ごせた一日でした。こういう過ごし方もたまにはいいものです。

ちなみに・・・

だいぶ気が早いですが、2017年のゴールデンウィークは4月29・30日が土日、5月1・2日が平日、3・4・5日が祝日で6・7日が土日になっていて、暦通り勤務の方でも5日間の連休があります。3日間はあるけど、なかなか5日間はないので、何か計画を立てるのもいいかもしれませんね。



国交省、今年度から空き家対策で新事業

国土交通省は今年度から、空き家対策関連として、新たに「空き家対策総合支援事業」と「先駆的空き家対策モデル事業」を立ち上げ、市区町村の空き家対策の支援を開始しました。目的は、平成27年2月に施行された(同年5月26日に完全施行)『空き家対策特別措置法』※1に基づく市区町村の取り組みを一層促進し、空き家対策計画に基づき民間事業者と連携する自治体の総合的な空き家対策を支援することにあります。

また、新たな住生活基本計画(全国計画)では年間約5万戸をリフォームなどによって、中古住宅市場で流通させ、同約5万戸を除去する計画も平成28年3月に閣議決定されました。

総務省の2013年住宅・土地統計調査結果によると、全国の住宅に占める空き家の割合が約820万戸と5年前に比べ63万戸増加し、空き家率は13.5%と年々増加しており、空き家がもたらす悪影響の拡大を防ぐため、その抑制が急務であるとの国の判断が、今回の支援事業開始の背景にあります。

※1 『空き家対策特別措置法』

市町村が行う空き家対策に法的根拠を与えたもの。市町村が所有者に対して適切な管理を促進するため、情報の提供や助言、その他必要な援助を行う。そして、特に対策が必要な「特定空き家等」にみなされると措置が講じられます。

◆「特定空き家等」とは

- ①倒壊等著しく保管上危険となるおそれのある状態。
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態。
- ③適切な管理が行われないうちに著しく景観を損なっている状態。
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等をいう。

◆「特定空き家等」として、市町村から改善勧告を受けた場合、土地に対する固定資産税の特例(優遇措置・下記参照)から除外され、増額されます。

・住宅用地における固定資産税の特例

住宅の敷地	固定資産税	都市計画税
200㎡までの部分	1/6に軽減	1/3に軽減
200㎡を超える部分	1/3に軽減	2/3に軽減

無料進呈中

知らないで損をする!

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

～不動産取引って、分からない事が多すぎませんか?～

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。

一体幾らで買えるの?

引越越し 住宅ローン

税金

自己資金 資金計画



ニヤンとなく お家探しはサービス1番の当社へ

TEL 0246 (27) 0331

